

経済財政諮問会議
議 事 録

(平成 20 年第 5 回)

(開催要領)

1. 開催日時：2008 年 3 月 18 日(火) 17:30～18:59
2. 場所：官邸 4 階大会議室
3. 出席議員：

議長	福 田 康 夫	内閣総理大臣
議員	町 村 信 孝	内閣官房長官
同	大 田 弘 子	内閣府特命担当大臣（経済財政政策）
同	増 田 寛 也	総務大臣
同	額 賀 福志郎	財務大臣
同	甘 利 明	経済産業大臣
同	福 井 俊 彦	日本銀行総裁
同	伊 藤 隆 敏	東京大学大学院経済学研究科教授 (兼) 公共政策大学院教授
同	丹 羽 宇一郎	伊藤忠商事株式会社取締役会長
同	御手洗 富士夫	キヤノン株式会社代表取締役会長
同	八 代 尚 宏	国際基督教大学教養学部教授
臨時議員	高 村 正 彦	外務大臣
同	若 林 正 俊	農林水産大臣
同	岸 田 文 雄	内閣府特命担当大臣（科学技術政策）
同	渡 海 紀三朗	文部科学大臣
同	舛 添 要 一	厚生労働大臣

(議事次第)

1. 開会
2. 議事
 - (1) 開かれた国づくりについて（経済連携等）
 - (2) 革新的技術特区（スーパー特区）について
3. 閉会

(説明資料)

- 開かれた国に向けて、一步前へ（有識者議員提出資料）
- 経済連携協定（EPA）等について（高村臨時議員提出資料）
- 経済連携協定（EPA）への取組（若林臨時議員提出資料）
- EPA の取組について（甘利議員提出資料）
- 「アジア経済・環境共同体」構想について（甘利議員提出資料）

○農業の活性化に向けて（若林臨時議員提出資料）

○イノベーションを支える「スーパー特区」の創設を（有識者議員提出資料）

（配布資料）

○当面の経済連携協定（EPA）交渉について＜EPA 交渉に関する工程表（改訂版）＞

（高村臨時議員提出資料）

○経済連携協定（EPA）への取組（参考資料）（若林臨時議員提出資料）

○農業の活性化に向けて（参考資料）（若林臨時議員提出資料）

（本文）

○議事の紹介

（大田議員） ただいまから今年 5 回目の経済財政諮問会議を開催いたします。

今日の議題は 2 つです。まず、高村臨時議員、若林臨時議員に御参加いただき「開かれた国づくりについて（経済連携等）」について御審議いただきます。

その後、岸田臨時議員、渡海臨時議員、舛添臨時議員に御参加いただきまして、革新的技術特区（スーパー特区）について御審議いただきます。

（報道関係者退室）

（大田議員） それでは、開かれた国づくりについて御審議いただきます。

まず、有識者議員から、その後、高村臨時議員、若林臨時議員、甘利議員から御説明いただきます。時間が限られておりますので、手短に 5 分以内でお願いできればと思います。

では、まず、民間議員からお願いします。

○開かれた国づくりについて（経済連携等）

（伊藤議員） 資料「開かれた国に向けて、一步前へ」に沿って御説明する。

「世界に開かれた日本」への道を進む以外に、日本経済にとって、今後の経済成長はあり得ないと思います。対日直接投資の増加、金融資本市場の競争力強化、空港・港湾等の国際化・自由化、アジア人材の受入れや大学の国際化など、総合的施策を講じる必要があると思います。特に経済連携の加速が重要であり、以下のとおり提案いたします。

「1. EPA 締結の推進に向けた工程表の改定」。EPA 締結国を 2009 年初めまでに 3 倍以上（12 か国／地域以上）とする目標を掲げ、実現に向けて進捗しているところではありますが、EPA 締結国との貿易額の割合は依然と低い。2010 年に貿易額の 25%以上という目安を実現すべく、2010 年までの工程表を策定し、基本方針 2008 に反映させるべきであると考えます。

「2. EPA を進めるにあたっての重要なポイント」。「(1) 遅れてはならない

EUとの経済連携」。EUは米国に次ぐ重要な輸出先、直接投資先であります。家電や乗用車など高関税等が残っております。薄型テレビ、DVDレコーダー等 14%、乗用車 10%、韓国はEUとの経済連携に向けて積極的に動いており、先に関税が撤廃された場合、我が国経済の牽引力となる製造業分野で著しい不利益が生じることとなります。我が国とEUの間では、いまだ経済連携の動きは始まっておらず、迅速な交渉開始が望まれます。現在、民間レベルで進んでいる取組を政府レベルの取組に是非引き上げていただきたいと我々は考えております。

「(2) その他、大市場国との経済連携を一步前へ」。下記については、EPAに向けての動きがスタートしているが、世界の早い流れの中で、早期に前に進める努力が不可欠であると考えています。日韓については、交渉を再開し、新たな二国間関係の柱とするということが重要であると考えております。日豪については、早期に交渉をまとめる努力をすることが重要であると考えております。また、日米についても、政府間の情報交換を進め、政府部内での検討を深めることが重要であります。もちろん、我々は、それぞれの国について、相手の事情もあることは十分承知しておりますので、そうした環境を見ながら、しかし、タイミングを誤ることなく進めることが重要であると考えております。

「(3) 全体パッケージを提示しながらの取組み」。国内産業が将来への展望を持って改革を進められるよう、適切な補償措置、これは時限措置であると考えますが、これを講ずる必要がある。その全体をパッケージとして示しながら進めるべきであると考えています。この意味は、勿論、EPAによって関税が引き下げられる産品が出てくるわけですが、それによって痛みを生じるところについては、ある程度の補償措置をしていくことを我々は認めているということでもあります。

「(4) EPAに至る前段階でも、必要な協定を迅速に」。企業のグローバルな投資判断をサポートするため、投資環境に不安のある国や資源産出国などについて、投資協定の締結などを戦略的に進める体制の整備が必要である。これも主要な他の国に比べて、日本の投資協定の数が非常に少ない点を注意すべきだと思います。

「3. 環境技術による『開かれた国づくり』を」。環境関連技術を通じた海外連携は、グローバル化の重要な柱であります。先導的に革新的技術の開発を進めることにあわせて、我が国の環境・省エネ技術の世界標準化を目指すべきであると考えています。総理が提唱された「クールアース・パートナーシップ」の資金メカニズムを活用し、人的・技術的な協力を通じて、経済成長と環境が両立するモデルをアジアから実現すべきであると考えております。

次に「強い農業に向けて、一步前へ」で、農業分野の雇用戦略について、お話ししたいと思います。高い付加価値を生み出す農業にすることが、農業従事者のみならず、消費者にとっても地域経済にとっても望ましいことは言うまでもありません。そのために、農地改革、経営展開の自由化、輸出市場の開拓など、多面的な改革を推進する必要があります。しかし、今後の改革のためにも、65歳以上の従事者が6割を占めるという深刻な現状を打開しなくてはならない。後継者の育

つ農業にしなければ、今後の農業の基盤が崩れていくと考えております。そこで、第一歩として、若者と法人が参入する農業への本格的な取組を提案したいと考えております。以下の点を踏まえ、数値目標や工程を明確にした農業分野の就農促進プログラムを策定すべきであります。

「1. 多様な法人等が参入する農業に」。このために若者の参入がカギであると考えています。若者も法人に就職する形なら参入しやすいはずで、農業生産法人の要件緩和や、リース方式の参入法人数の拡大を進めるべきであると考えております。今後、農商工など産業分野を横断する LLP（有限事業責任組合）や NPO の設立など、組織形態の多様化を進めるべきであると考えております。

「2. 新規就農活動にかかる連携」。魅力ある職場とキャリア形成につながる必要があります。就農を希望する若者のニーズに的確に対応し、地方自治体、教育機関、農業団体が連携して、情報提供、能力開発、就農斡旋等の支援策を講じるべきであります。若者を受け入れる農業法人等の大半が企業規模としては、中小零細であるため、受入環境の整備や技術訓練の標準化など、人材育成のための取組への支援を強化すべきと考えています。

「3. 農地利用の一層の工夫を」。これのカギは規模のメリットであると思います。農地の「所有から利用へ」を促し、創意工夫が活きる農業経営を支援するため、昨年とりまとめた「農地改革の展開方向について」を着実に実施し、農業経営者の農地集積の推進、ユーザーが使いやすい農地情報ネットワークの構築等を推進すべきであると考えております。やはり、我々は競争力がある強い農業というためには、一番コストが安いところの規模の拡大によってコストが下がるように、こういったことを推進する、その環境づくりをすることが非常に重要だと思います。

「4. 『つながり力』の強化⇒『食文化』と『安全・安心』をテコに」。2013 年度までに 1 兆円の農産物輸出の実現など、高付加価値の農業を実現する観点から、当面の 2 年間で重点期間として、農林水産省、経済産業省等が連携し、以下の取組を加速すべきである。IT を活用して、農産物の食品等のトレーサビリティを充実する取組を支援し、安全・安心の付加価値を確立すべきである。農商工連携により、農と製品と文化を一体とした地域ブランドを開発し、農産物輸出を拡大すべきである。また、地産地消、直売所の運営など、地域が連携し地域独自の食文化を伸ばす余地は大きいと考えます。産地と関係機関が連携し、ブランド化の推進に向けた地域団体、商標の活用、適格ブランドの明確化、産地偽装への取締り・指導強化等を推進すべきであると考えています。

現在、食に関する安心と安全について非常に大きな社会問題が発生していて、これは非常に問題ではあるのですが、逆に将来の農業の方向を考える場合には、チャンスであるとも考えることもできるわけで、是非、その安全・安心が付加価値として認められ、より強い農業に活かされるというような方向を目指すべきである。そこが、やはり日本の農業の一番の強みではないかと考えています。そのためにも、地域ブランドというものが的確に定義され、それが偽装等がないような

方策をとることが非常に重要であると考えます。そこで、ペーパーに神戸牛のブランドの定義が例として載っています。それ以外、我々のブランドと考えている中で、定義がしっかりしているものもあれば、いいかげんなものもあるので、ここはやはりブランドを使って、日本の農業を強くしていく考えが非常に重要であると考えています。

以上です。

(大田議員) ありがとうございます。民間議員のペーパーは2つの分野に分かれておりますが、今日は高村臨時議員が6時に御退席ですので、まずは、経済連携について議論して、この農業の活性化は後ほど議論したいと思います。

では、高村臨時議員、お願いします。

(高村臨時議員) 昨年の骨太の方針の決定以降、チリ及びタイとのEPAが発効しました。昨年署名されたインドネシア及びブルネイとのEPAについては、現在、国会に審議をお願いしているところであります。更に、昨年11月にASEAN全体とのEPAの交渉が妥結し、現在、早期発効を目指し、署名の準備を進めております。また、韓国とのEPAについては、本年2月の日韓首脳会談において、総理より予備的協議の開催を提案され、交渉の再開につき検討していくことになりました。昨年の骨太の方針においては、平成21年初めには、EPA締約国が少なくとも3倍超えになることが期待される旨の記述があります。これも念頭に、現在、湾岸協力理事会、GCCやベトナム、インド、スイス、オーストラリア等の交渉に取り組んでいるところであります。今後の経済連携の方針について述べる前に、WTO交渉の早期妥結の重要性について強調したいと思います。ドーハ・ラウンド交渉は年内妥結に向けて重要な局面を迎えております。我が国としては、全体としてバランスの取れた結果が得られるように精力的に交渉に参画しています。その上で、EPAにつき申し上げます。

本日は、関係4省庁でとりまとめたEPA工程表の改訂版を配布いたしました。この関連で3点申し上げます。

第1に、米国及びEU等、大市場国、投資先国との取組について。民間議員ペーパーでは、特にEUとの取組について、政府レベルの取組に引き上げるべきとの御指摘をいただいておりますが、政府の方針は、昨年の骨太の方針にも記載されておりますように、将来の課題として検討していくものでございます。この方針は、何もしないでいることを意味するものではありません。米国及びEUとの経済関係は言うまでもなく、我が国にとり非常に重要な関係であります。したがって、これらの関係を更に発展させるべく、規制改革対話等様々な方策を通じて、不断の努力を行なっていくことが必要であり、相手国地域の状況や民間で行われている議論の内容を踏まえながら、可能なものから検討及び準備を進めていく考えであります。工程表にもその旨が記載されております。EUについては、日本、EU双方の産業界の共同検討の結果が本年夏にも双方の首脳に報告される予定と聞いており、政府としても関心を持って注視しております。現時点では、今後の政府の立場を予断するものではありませんが、WTO体制の影響、欧州委員会側

の方針、米国と第三国との関係等も考慮に入れながら検討を進めていく必要があると考えております。広域経済連携については、現在「ASEAN+3 FTA」「ASEAN+6 EPA」「アジア太平洋の自由貿易圏」等々、さまざまな構想が同時並行的に検討されております。このうち「ASEAN+3 FTA」や「ASEAN+6 EPA」については、東アジアで事実上進む生産ネットワークの構築に制度的枠組みを与える意義があります。また、現在、APECの場で議論されているアジア太平洋の自由貿易圏については、政治安全保障面のみならず、東アジアで生産された物品の最終消費地として非常に重要な米国を含むという意義があります。このように各構想には、それぞれ利点があります。我が国としては、これらの構想の検討に積極的に参加していきたいと考えております。

投資協定について申し上げます。我が国からの対外直接投資は近年急増しており、結果として2005年以降、所得収支が貿易収支を上回るなど、我が国経済にとって対外投資の重要性が一層増しております。投資協定は、対外投資活動の保護促進を図る主要な枠組みであります。これまで我が国は13件の投資協定に署名し、また、我が国が取り組むEPAでも投資章が含まれております。

この結果、我が国企業の投資実績が多い、東アジア地域はほぼカバーされました。今後、どのような国と投資協定の締結を進めていくかについては、投資環境整備の必要性や産業界の要望あるいは資源エネルギー供給元かどうかなどの諸要素を総合的に勘案し、戦略性をもって検討していく必要があると考えております。

また、現在、経済財政諮問会議で議論されている、新経済成長戦略については、外務省としても非常に重要なものと考えます。特に対日投資促進については、規制や税制の在り方も含め、大極的な観点から大胆な取組を展開していくべきと考えます。

最後に民間議員からは、国際環境協力についても言及がありました。国際環境協力にはクールアース推進構想の重要な柱であります。民間議員御指摘のように、我が国の環境技術を海外に移転し、成長と環境の両立を図るべきであります。2013年以降の実効的な枠組み構築に向け、途上国の協力を得るべく、ODAやOOFを活用し、クールアース・パートナーシップを通じた途上国支援を進めます。

この後、甘利議員より説明予定のアジア経済環境共同体構想についてですが、外務省としても、東アジア首脳会議等での環境気候変動、青少年交流等の地域協力を開かれた形で推進していきたいと考えております。

以上であります。

(大田議員) 続いて、若林臨時議員、お願いいたします。

(若林臨時議員) 私の方からは、「経済連携協定(EPA)の取組」に即しまして、御説明をしたいと思います。

我が国の食料自給率は年々低下して、現在、39%と先進各国の中でも極めて低い水準にあります。これは参考資料の中に入っております。その中で、政府としては、平成27年度には食料自給率を45%まで向上するという政府目標を掲げて取り組んでいるところであります。特に最近は、国際的な食料情勢の変化や農産物

価格の上昇、食料自給率の低下や食の安全に対する意識の高まりなどを踏まえ、食料の安全保障は国民的課題と認識しております。これら参考資料の中に、それぞれ数字が入っておりまして、国民の中には、自給率の低下に大変大きな不安を感じていることがかなりはっきりと出ております。こうした中で、WTO、EPA交渉に当たり3点申し上げます。

1点は、相互に整合性のある推進が必要であり、EPAはWTOを補完するものとして推進しているところであります。第2にWTO交渉では、一部の輸出国のみが利益を得るのではなくて、輸入国や途上国を含めた世界全体の利益の実現が重要でありまして、そのためには、多様な農業の共存を基本方針として市場アクセス、国内補助金、輸出補助金などのバランスが図られたルールの確立を目指して取り組んでいるところであります。3つ目で、またEPA交渉では、相互の利益が最大となるようにきめ細かな市場アクセスの改善などに努めるとともに、我が国農業の構造改革の進み具合を留意して、守るべきものは守るとの基本姿勢で取り組んでいるところであります。

このように、国民的課題である食料の安全保障に悪影響を及ぼさないようWTO、EPA交渉を進めることとしており、2つのことがあります。1つ目は、オープンな経済社会の構築に貢献をするということ。2つ目は、食料の安定供給など農業の多面的な機能、価値を確保すること、これら2つを両立させるという下で、希望と安心の基盤づくりに貢献することが基本的な考え方であります。

2ページは米国・EUとのEPAについて。米国・EUとのEPAにつきましては、外務大臣から提出されましたEPA交渉に関する工程表にあるように、将来の課題として検討を進めていくことを考えておりますが、それ以上に現在、民間で行われている議論も踏まえ、日・EU経済関係のさらなる発展を促すような基盤を整えていく方策については幅広く検討したり、また、準備を進めていくことが適切であると認識しているところであります。その際に留意すべき事項として、3つの点を申し上げておきたいと思っております。

第1点目は、WTO体制などに与える影響であります。我が国と米国・EUを合わせますと、世界のGDPの7割を占めることとなります。これらの地域がEPAを締結するということは、すなわち世界経済の7割を占める地域が排他的に相互に関税を原則として撤廃することになるわけであり、世界全体の貿易自由化の推進を図ろうとするWTO交渉推進にインセンティブを小さくし、また、世界的な自由貿易体制の構築に悪影響を及ぼすという危険性があります。また、すべての加盟国がWTO交渉の年内合意を目指して、4月中下旬にも関係閣僚会議という山場を迎えています。そういうことを考えますと、米国やEUとのEPAの必要性を強調することは、我が国が開発ラウンド、ドーハ・ラウンドのWTO交渉に関心を失っており、先進国のみの利益を重視するという誤ったメッセージを発信しないかとの懸念もあります。

第2点目は、我が国の食料の安定的な供給という観点であります。米国は、我が国最大の食料輸入相手国であり、EUも第3位の地域であります。食料自給率

の向上や食料輸入の多元化を図るためには、これ以上、これらの国や地域への依存度を高めるといことが適当であるかどうかという点についても考慮していく必要があると思います。3 ページ、これは我が国と米国・EUとの農業の構造格差について示しております。

第 3 点目は、農業構造の格差問題であり、我が国と米国・EUとの間では、農業経営 1 戸当たりの経営面積は米国とは 99 倍と非常に大きく、EUと比較しても 9 倍の格差があります。我が国の農業は、現在、構造改革を推進しているところですが、我が国と米国との間には、農業者の努力では埋め切れない大きな格差があることも事実であります。また、EUとの間でも依然として格差が存在しており、我が国農業の構造改革に与える影響に十分留意する必要があります。例えば、日豪 EPA 交渉を開始するに際しては、お互いの構造格差を踏まえて、事前の政府間共同研究において、我が国の農業分野に対するセンシティブティーについて、両国共通の認識を得たところであり、除外、再協議を含む必要なすべての柔軟性の選択肢を使い得るべきであることで合意をしたところであり、それでスタートを切ったわけでありませぬ。

日豪 EPA 交渉は、固定的な交渉期限を定めておりませぬ。徹底かつ十分な協議を行うという両国の政府関係者間の共通認識が得られているところであり、実際の交渉においても、我が国の農業のセンシティブティーについて、繰り返し説明をしてきているところでありませぬ。先般の第 4 回の会合におきましては、我が国からは米、小麦、牛肉、乳製品、砂糖などを重要品目として、これを除外することをオファーしたところであり、重要品目については、除外・再協議を粘り強く求めていくという我が国の方針を改めて打ち出しております。いずれにいたしましても、EPAについては、我が国と相手国との間の経済関係を一層強化する手段として、お互いに Win-Win の関係が構築できるように取り組むべきものであると思ひます。これに反して、EPAを締結することで、特定の産業に大きな影響を及ぼし、むしろ両国の関係を悪化させるということがあってはならないものと理解しているところでありませぬ。一方で、EPAの締結により大きな影響を被る国内産業に対する補償措置も民間委員の方から言及がありますが、これをあらかじめ示して交渉を進めればよいという御意見の方もいらっしゃるわけですが、農林水産分野に関して言えば、このような大きな影響が出るのが前提となるような交渉、相手方の選定、そもそも交渉に入ること自身に非常に大きな障害があると同時に、今、国内で進めております構造改革などの努力を無にするような結果となるわけであり、これは適切でない、また、交渉上も得策ではないと考えているところでありませぬ。

(大田議員) それでは、甘利議員、お願いします。

(甘利議員) お手元の EPA の取組についての資料に沿って御説明する。

1 ページ目は、世界の先進各国の取組についてであります。各国は FTA 戦略を経済成長戦略の主要な柱として位置づけております。韓国は大規模な農業対策を実施し、米国・EUといった大市場国との FTA を推進しております。米国・

EUも積極的にアジアとのFTAに取り組み始めているというところでもあります。そこで、我が国も東アジアの経済統合に向けた取組や大市場国との経済連携を積極的に推進するべきだと思います。

2 ページ、東アジアにおける経済統合に向けた取組について。まず、資源エネルギーの重要な供給国であります豪州との取組を強化すべきであります。また、アジアの先進国である韓国とのEPA交渉再開が重要課題であります。更に、東アジア包括的経済連携、CEPEAと呼んでおりますが、これについては、今年の夏のASEAN+6経済大臣会合に専門家研究の最終報告が行なわれた上で、年末の東アジアサミットにも提出され、ASEAN+6の首脳間で議論が行なわれる予定であります。また、いわゆる「ASEAN+1」のFTA、ASEAN+日本、ASEAN+中、韓、印、豪・NZの6か国との組み合わせですけれども、ASEAN+1のFTAは、今年半ばにはすべての交渉が妥結をする見込みであります。東アジア包括的経済連携の実現に向け、次のステップに進むべき時期であろうと思います。

3 ページ、米国・EUを始めとする、いわゆる大市場国との経済連携の取組についてであります。韓国は、EUとのFTA交渉を進めております。そうすると、サムソンやLGとの日本企業の競争において、薄型テレビに対する14%の関税のハンデというのは相当に大きい、つまり日本製品は14%高く売らなければならないことになります。昨年秋から民間で日EUの経済統合協定、EIAと呼びますが、EIAは、EPAに加えて、イノベーションを共同でやるとか、安心・安全の規格の協調とか、あるいは環境とかを盛り込んだものをEIAと言っておりますが、この検討が開始されまして、今年の夏には双方の首脳に報告予定であります。このような産業界の積極的な取組を見守りつつ、関係省庁とともに真剣に検討を進めていきたいと思っております。

(大田議員) ありがとうございます。高村臨時議員の資料の中で、米国・EUのところで、「可能なものから米国・EUとともに準備を進めていく」とあるが、「骨太2007」から一歩進んでいるのでしょうか。それとも、骨太と同じラインということなのでしょうか。

(高村臨時議員) これは微妙なところであるが、可能なものから進めるということですね。

(大田議員) 気持ちとして、骨太よりは進んでいるということですか。

(高村臨時議員) 私たちは、やはり骨太は骨太として、気持ちとしてということですね。

(大田議員) 気持ちとして進みつつあると。

(高村臨時議員) 進めようと。

(大田議員) では、あと2、3分、どうしてもという方、高村臨時議員がおられる間に、どうぞ。

(伊藤議員) 締結国の3倍増は達成できそうだというお話であったけれども、貿易額の25%以上という方は大丈夫ですか。気持ち進んでいるというお話だったが、

できれば、気持ち進んでいるのであれば、欄外でもいいので、工程表の方に日EUを交渉レベルに引き上げることを目指す、というような書き方にしていただけると、次の骨太に向けて、我々としては非常にうれしいと思っています。

(高村臨時議員) そこまでは、政府内部で少し調整が必要だということです。

(大田議員) 貿易額の 25% を 2010 年に実現するために、工程表を策定してほしいという御要望についてはいかがですか。2010 年に貿易額の 25% 以上を EPA 締結国との間の貿易で占めることが期待されると「骨太 2006」に書かれているが、これについては、いかがですか。

(高村臨時議員) これも更に農林水産省と検討が必要なところかと思っています。

(福田議長) これは中国、米国とするかどうかだろう。あとは細かいところをたくさん集めてくるのができるのかどうか。

(伊藤議員) 25% のためには、オーストラリアがかなり鍵になってきます。オーストラリアも工程表に入っているのだから、工程表を全部きちんできれば 25% は行く。大丈夫でしょうねということをお聞きしているので、中国、アメリカまでという話ではないです。

(福田議長) では、オーストラリアということですか。

(丹羽議員) できるだけスピードアップをするという努力、姿勢はを見せていただくということが大事ではないかと思います。

(若林臨時議員) オーストラリアについては、現実問題として、センシティブな品目として、米、麦、肉類、酪農、砂糖などを除外するように、オファーを出しているわけです。どれをとっても、かなりバイタルな影響を与えるものですから、そういうことにオーストラリアが何らかの形で配慮をする姿勢を示してこなければ、交渉は先に進まないだろうと思います。オーストラリア側は、まだ原則の段階を出ておらず、全面開放してほしいということをおっしゃって、先ほどアメリカの話をしましたけれども、アメリカ以上に大変な農業経営構造上の差があるわけですから、難しい。

(丹羽議員) アメリカとオーストラリアは除外品目を持っていますね。

(若林臨時議員) アメリカとオーストラリアの EPA です。

(丹羽議員) ですから、日本とオーストラリアも除外品目を設けて交渉するというのは、私は正しいと思います。

(若林臨時議員) オーストラリアは、米や小麦、肉類などについて除外を認めようとしないので、それに非常に強い関心を示しています。ただ、これらを豪州との間に開きますと、実は直ちに日米の問題に連動していくわけであり、色々な条件を整えながら豪州と妥協しようとする、そういう姿勢を見せると、すぐアメリカが連動して要求を出してくるという状況になっています。

(丹羽議員) アメリカもオーストラリアと交渉するときに、除外品目を強烈に主張して、勝ち取っているわけです。ですから、豪州と日本が交渉する場合も、除外品目は、あくまで、やはり日本側としては提示をしていくという姿勢でよろしいのではないのでしょうか。

(若林臨時議員) これからの話ではあるが、先般オファーを提示をしたところ。

(高村臨時議員) 我々としては、25%やりたいとは思っているのです。ただ、それを今、ここで書くことがオーストラリアとの交渉の上で有利かどうか。そういう話があることを御理解いただきたいと思います。

(大田議員) それでは、高村臨時議員が、もう時間がぎりぎりのところですので、ここまでのところで議長。

(福田議長) お話しがあったように、グローバル化戦略、中でも E P A の推進は、成長戦略の大きな柱であります。しかしながら、難しい問題があるところ。今日の民間議員の提案を踏まえまして、関係大臣で一步出るようにして取り組んでいただきたいと思います。

(大田議員) この後出た議論は、また後でお伝えいたします。済みません、オーバーいたしました、ありがとうございました。

(高村臨時議員) 申し訳ございません。

(高村臨時議員退室)

(大田議員) では、これに関連して、もし何かありましたら、簡潔にお願いします。

(丹羽議員) E P A を前進させるためには、必然的に農業を国際競争にさらすということになる。長期的な視点から、やはり農業の国際競争力の強化を図る。これが大きな目的だと思います。短期的には、E P A を進める場合に生じる損害についての補償措置を民間議員からも提案しております。長期と短期、両面で作戦を取っていく必要があるのではないかと思います。

そういうことですから、そのときに、農業の国際競争力の強化を図るとはということかということ具体的に検討していく必要がある。E P A の目標というより、むしろその部分を解決しないと、なかなか日本の農業全部を裸でオープンにするということは、昨今の自給率の向上や農業の多面的な機能から言いますと、難しいと思うのです。

例えば、ごく最近もこういう話がありまして、広島県の漁師の方が植林を始めたのです。多分、川の上流の植林が漁師にとっても大変大事だということを漁師が自覚して始めたということだろう。農業というのは、そういう多面的な機能があるのです。

そういうことから言うと、やはり多面的な機能を考えて、ある程度の自給率の向上あるいは国際競争力の強化というものをバランスよく講じていく必要があると思うのです。そういう意味では、補償措置を講じないと、なかなか E P A が前進しないだろうと思いますので、今後は、具体的にどうするかという議論を是非していく必要があると思います。

(大田議員) では、簡潔にお願いします。

(八代議員) E P A や W T O に関しても、現在の 4 省庁体制の下では、やはりどうしても国内の各省庁間の利害調整に重点が置かれますので、なかなか有効な交渉が

行われにくいわけであります。是非トップダウンのリーダーシップの下で、関係省庁がより戦略的に取り組めるようにすべきだと思います。

(大田議員) では、簡潔にお願いします。

(御手洗議員) 現在、日本の経済は非常に減速感が強まっております。いろいろあるでしょうけれども、こういうときこそ日本経済自体のパイを拡大することが急務になっており、そのためには国内消費の拡大とともに、成長性のある主要な海外市場を取り込んでいく政策が必要。先ほどからいろいろ言われておりますけれども、特に、EUとのEPA締結について、政府一体となって迅速に取り組んでいただきたいと思います。工程表に載っておりませんが、いつごろまでにどういう勉強をするぐらいのことは書いていただきたいと思います。

もう一つは、やはりおっしゃるとおり、スピード感が非常に大事でありまして、一時は困難と言われた東アジア全体の経済連携もあと一步のところまで進んできております。今後は、環境や人材、物流など対象分野を広げ、連携の質を更に高めていく必要があります。対象分野が増えると関係省庁も増えますが、是非スピード感を持った対応により、EPAの交渉で、今までのように他国に出遅れることがないように、各省庁一丸となって日本のイニシアティブを発揮していただきたいと思います。

最後にもう一点。EPAの締結が進むと、締結後のフォローアップも重要になってくると思います。例えばフィリピンとの協定は、2006年の9月に調印されながら未だにフィリピンで批准されておられません。初めて合意された看護師や介護士の受入も大幅に遅れております。相手国の批准環境の整備に協力したり、国内での受入態勢に万全を期すなど、合意されたEPAの効果が速やかに発揮されるようにしていただきたいと思います。スピード感をもってやっていきたいと思っております。

(大田議員) では、本当に10秒。

(伊藤議員) WTOとの関係が出たのですけれども、これはクリーンなFTA、EPAを結ぶ限りは、WTOに悪影響を及ぼす、あるいは誤った発信というのはないと思うのです。これはWTOに対してビルディングブロックになるという説明で十分にいける。

したがって、日本がどういった戦略を持って、どういうところとやっていくかというの非常に重要。そこはWTOの推進といってEPAをやらないというのは間違いだと思います。

(大田議員) では、3秒。

(丹羽議員) 若林臨時議員に是非お願いしたいのは、日本は国土の12%しか農地がない。

(大田議員) それは、これから議論をしますので、甘利議員に、アジア環境を御報告いただきまして、その後、民間議員ペーパーの第2バージョンもあります。

(甘利議員) 続いて、「アジア経済・環境共同体」構想について」の資料を御覧いただきたい。

アジア地域の経済成長のためには、EPAの整備とともに、環境・エネルギー制約などの地域大のボトルネックの克服が重要であります。「アジア経済・環境共同体」構想をとりまとめ、東アジア地域全体の成長戦略を示していきたいと思っております。

1 ページ。2030 年に、この地の人口の 6 割、23 億人を年収 3,000 ドル以上の「中産階級のアジア」を実現したい。なぜかという、我が国が平均年収 3,000 ドルを超えたのは高度経済成長期の 1972 年、昭和 47 年であります。このときに、いわゆる「3C」、カー、クーラー、カラーテレビの普及が進んだ時期なのです。

そう考えると、東アジア地域が年収 3,000 ドルを超えるときというのは、中産階級層が厚い東アジアになるわけで、大きな市場になることが期待されるわけです。

同時に、「環境にやさしいアジア」を構築することも重要であります。2、3 ページに「エネルギー・環境」「物流高度化」「制度調和・高度化」「知識経済化」「人材育成・交流」、それぞれ書いてありますけれども、それが柱となる。

例えば、最初に申し上げた「エネルギー・環境」の分野では、日本が提案し、東アジアのシンクタンクとしてASEANに設立される「東アジア・ASEAN 経済研究センター（ERIA）」を活用して、各国の環境政策のレビュー、省エネ政策の効果分析を行った上で、各国の政策展開を支援していくわけです。

また、「物流高度化」の分野では、先ほど申し上げましたERIAにおいて、国境を越える物流開発、効率化の計画の策定いたします。物流インフラ整備と産業開発を一体的に進める「デリー・ムンバイ産業大動脈構想」、これはインドのデリーとムンバイを結ぶ構想ですけれども、こういったプロジェクトを地域全体で、つまり他地域でも推進をしていく。

「人材」分野では、日本も積極的に高度外国人材を受け入れることが必要であります。外国人登用に対する日本企業の意識改革や、日本人自身の国際化のための英語教育の抜本強化など、幅広い検討を行う必要があります。

こうしたプロジェクトの実現のためには関係各省の協力が不可欠であり、政府全体でしっかりスクラムを組んで進めていきたいと思っております。

また、先程来、申し上げております東アジア・ASEAN 経済研究センター、ERIAは5月に正式に設立される予定であります。この共同体構想を実現していく推進役として、フル活用していくということでもあります。

以上です。

(大田議員) ありがとうございます。

それでは、若林臨時議員から農業の活性化について。

(若林臨時議員) ペーパーの説明の前に、私はEPA交渉に当たって補償的な措置が示されることが必要だということは絶対に反対です。例えば豪州との関係でいけば、米、麦、牛肉、乳製品、補償措置は何に講ずるのか、補償措置は結果的に出ますよ、という抽象的な言い方は、我々もウルグアイ・ラウンドで6兆円も使ってやった話ではあるが、交渉をするときに、補償措置を一定の数値的な意味合

いを込めまして、あるいは考え方を示すということは、これは国内で交渉すること自身のポジションを失ってしまう。あるいは相手国からも、これは降りる用意があるなということを示してしまうということになりますから、私は結果的に補償措置が必要であるということの確認はありましても、交渉を進めるために、補償措置を言い出すことは絶対にできないと思います。

(大田議員) 先ほどの丹羽議員のお話も、結果的にということですね。

(丹羽議員) そんなことでは、最初からこれだけお魚あげますよという話ではなく、やはり釣り竿を出すべきだと思います。

(若林臨時議員) また、WTOは、今、4月末までにモダリティーができるかどうか、これは5月になるのではないかなどと言われておりまして、議長あるいは事務局長の下で、かなり各国詰めの作業をやっている最中なのです。大きな国、特にEUなどとのEPAを積極的に進めるのだという話は、いろいろお話がありますけれども、これだけ大きな経済規模を持った国、日本とEU、あるいはアメリカなどを念頭に置くと、これは先ほどお話したように、7割のGDPを占める。途上国などとの調整が、今、大変な状況であり、日本は先進国グループとして、先進国としていいようにやるのではないかという誤ったメッセージを与えることになりかねない。時期にもよるわけですがけれども、私は得策ではないと思います。やはり影響があると思います。

(大田議員) 今の点は、よろしいですね。では、農業の活性化は、かなり時間が押していますので、資料を出していただいているのですが、民間議員の提案に何か答えるような形で、少し簡潔にお願いできればと思います。

(若林臨時議員) 農業の活性化につきましても、説明資料と参考資料を出しております。「農業の活性化に向けて」というのが説明資料でありまして、それに参考資料を付けております。農業の問題については、既に農地制度の在り方について御議論いただき、御了解をいただいた方向で展開しているところであるので、余り多くのことはないように思うのですけれども、1ページ目「農地政策の展開方向」から説明したい。

これは、この前の御議論を踏まえて、その方向に向かって、立法を含め検討しておりますが、真ん中あたりの「農地情報図の整備」は立法措置を要しない。これにより一元的に農地の利用関係の情報が活用できるようになるが、平成20年度から組み立てに入りたいと思っております。

立法を要するものについては、税制との関係が非常にあります。その意味では、立法の提案は、来年にならざるを得ないと思っておりますが、秋ごろには具体的な議論をすることができると思っております。

2ページ目は、御提案にありました農外からの若者の就労について。これは、農業や農山漁村活性化のためには、ITの活用、省力化と相まって、65歳以上の方々の活力も実は大変重要なのです。何となく65歳以上の就業者が増え、それが農業の足を引っ張っているかのような印象を与えることはまずいと思うのですけれども、しかし、将来を考えると、若年層の就農の促進は非常に重要な課題だ

と認識しております。

そこで、農業に関心を持っている若者は、農家の視点に限らず、就農先も、法人での雇用という昔になかった形態が出てきています。就農に必要な技術の習得について、法人に雇用される形の研修や、あるいは職に就いている者のための、夜間、週末に技術を学べる就農準備校といった多様な施策を、今、既に実施しております。

平成 18 年には 39 歳以下で、法人に 3,700 人、自営就農で 1 万 1,000 人が就農しております。自立経営農家の育成目標として、家族経営農家を 33 万~37 万に、法人経営を 1 万人といった目標を平成 27 年に定めていますが、その目標の形態を育成するのに足るには 1 万 2,000 人程度の若い就農者が必要だと考えておりまして、ほぼそのような線で、今進んでいるという認識を持っております。更に一層、良質な若者が就農できるようにしていることに力を注ぎたいと思っております。

2 ページにあるとおり、農業を始める際に必要となる融資措置や農地住宅の提供など、様々な措置を行っております。これらを本当に利用しやすいように、相談活動や、間に立ってつないでいくということが非常に大事だと思っております。

企業の農業参入についてもお話がありましたが、農業生産法人への出資のほか、農地リース方式による参入によって、土地利用型農業へ参入した農業法人は、グラフにありますように 256 に達しております。平成 22 年度末までに、これを 500 にするという目標を掲げており、現在この制度の PR などに積極的に取り組んでおりますが、今のテンポでいきますと、達成できるのではないかと思います。農地制度を見直すことにより、原則的に貸し借りを自由な形にして、法人、個人といった形態を問わない形の思い切った制度改正を念頭に置いて、今、検討を進めているところです。

民間議員から出されたペーパーでは、農業分野の就農促進プログラムの策定が提言されているけれども、先ほど申し上げましたように、一応、望ましい農業構造の実現ができる計画的な新規参入の水準になっており、それを確実にし、更に加速するというところに力を注ぎたいと思っております。

御指摘がなかったことを一つ申し上げておきたいと思っております。これは障害のある人たちの就労の場としての農業を活用することが重要ではないかと思います。私は、かねてからそのような考えを持っておりますが、私の地元の長野でも施設野菜や花、ニワトリなどの生産あるいは加工品の製造、生産物の販売などに障害のある方が取り組まれている事例がかなりあるのです。主として補助農業労働なのですけれども、こういう方が着実にきちんと真面目に喜んでやっているということがあります。生き生きと農作業をされている姿を見ますと、農業は障害がある方の雇用の受け皿としての可能性が期待できるのでないかと思います。作業安全上の配慮や気遣いも必要となるが、これらを我々がまとめまして、マニュアルにして手引のようなものをつくっていきたいと考えております。更に必要な施策はないか、有効な施策がないかについては、これから検討を深めたいと思っております。

農業における障害者雇用の推進を積極的に図っていきたいと思いますので、皆さん方の御理解、御協力をお願いしたいと思います。

3 ページ目は、農商工連携ですけれども、これも御指摘のありましたような方向で、甘利議員とペアで、もう具体的に動かしております。今国会に農商工等連携促進法案を共同で提出いたしました。商工業の人たちが持っているノウハウ、技術、能力を、農業と組むことによって、農業に導入していきたいと考えております。

(大田議員) ありがとうございます。この就農促進プログラムは、民間議員の提案では、数値目標や工程を明確にといったことが書かれておりますけれども、先ほどおっしゃったプラン、計画はそういう形のものでしょうか。

(若林臨時議員) いや、年次別の計画はありません。平成 27 年の構造目標がありまして、自営農業者をこれだけつくる、法人はこれだけつくる、大体年に 1 万 2,000 人ぐらいの就農が積み重なっていけば、その目標が達せられると見ておりまして、そういう意味ではそれを加速させていくことは考えられると思います。

(大田議員) 是非よろしくお願いします。

時間がなくて申し訳ありません。簡潔に、まず丹羽議員、お願いします。

(丹羽議員) 大臣にお願いしておきたい。日本は国土の 13%しか農地がないが、ほとんどの先進国でも全国土の大体 40%~60%ぐらいが農地なのです。日本はその少ない農地が、更に耕作放棄になっている。耕作放棄地の 63%が 30 アール以下の世帯の所有地だが、うち 42%は規模にすると 5~10 アールの小さい世帯のもの。それはほとんど土地持ち非農家なのです。土地を持っているけれども農業をやらない。耕作を放棄しているわけです。

それに対して、農林水産省もこれから土地持ち非農家が増えていくだろうと予測しているのですが、これだけ少ない農地を更に減らしていくことは、税制でストップをかけるとか、何か対策を講じていく必要があると思います。一旦、土壌を放棄しますと、荒廃すると回復するのにものすごい時間と費用がかかる。そういう意味からいっても、もう少し大事にするべき。

それから、お米についても、大農に適した農作物でありますけれども、人間が食べるだけの米ではなくて、飼料用の米などにも、いろいろな対策を打つことと、お米に対する消費をどうやってもっと増やすかということも考えていく必要があると思います。

小農につきましては、野菜と果物で十分収益の上がる農家が地方へ行きますとたくさんあります。そういう意味で、やはり大型農業、農作物に対する対策を、もう少し法人化を進めて、雇用を増進してやっていくことが一番大きな手立てだと思います。普通の株式会社と同じやり方では、農業はなかなか株式会社化できないと思います。法人がもっと入れるようにもう少し具体的に、株式会社化の特例を設けるといっても、是非お考えいただきたいと思います。

(大田議員) 簡単をお願いします。

(伊藤議員) EUが非常に大規模で、日本は到底太刀打ちできないというお話があ

った。EUを全部合わせると確かにそうですけれども、農業政策等々あるいは産品について言えば、個々の国が非常に重要な単位になっている。例えばブタに関しては、日・EUをやるときに、非常にセンシティブな品目になると思いますけれども、デンマークが非常に大きな産出国になっているのです。デンマークは日本と比べても小さな国ですが、そこでどうしてブタが非常に生産コストが安くてできているかと言えば、当然これは大規模化している、イノベーションしているということで、時系列で見るとどんどん戸数は減ってきているけれども、規模は大きくなってきている。日本もそれをやっているのですが、デンマークの効率化に比べて10年遅いのです。だから、これはもっと加速すればできないことはないのです。どうしてデンマークに負けなければいけないのか。これは考えてみる必要があると思います。

(大田議員) 簡単をお願いします。

(八代議員) 民間議員ペーパーでは、農業人材についての提言がなされているが、これは2月の民間議員ペーパーで、性別とか年齢、それから若林臨時議員がおっしゃった障害等にかかわらず働く意欲と能力のある人たちが就業できる環境づくりという全員参加の経済戦略の一部であろうかと思えます。

今後3年間は、退職年齢に到達する団塊世代の活用、あるいは団塊ジュニア世代の出産、子育て支援にとって極めて重要な期間であります。そういう意味で3年間という期限を区切った雇用戦略プログラムが是非必要かと思えます。これは製造業、サービス業、農業も含めてということだと思います。

(大田議員) 何か御反論があったらお願いします。

(若林臨時議員) ただ、誤解があるといけません、EUとのEPAは、農業の面で反発があるとか、そういう意味ではないのです。今、開発途上国と先進国、輸出国と輸入国、それらの関係がしのぎを削っており、農業交渉だけではなく、その他の交渉分野でも非常に激しい対立になっている。EUは1つの経済ブロックとして非常に大きなブロックであり、そういう大きなブロック、農業、農産品のみならず、商工業からその他の面も含めまして、今ここでそれを加速させてやるという方向を出す、日本がこの時期にそういうことを発信していく、「骨太2008」でそういうことに言及することは、この交渉を進めていく上で大変障害になるのではないかということ、まず危惧をしている。

(大田議員) 本当に次の議題がありますので。

(伊藤議員) EU自身がFTAをどんどん進めており、メキシコともやったし、中国ともやるだろうし、韓国ともやるだろう。EU自身がどんどんFTAの網を広げているわけです。日本が躊躇していれば日本は孤立するということになり、日本から直接投資がEUに出て行って、薄型テレビや自動車がEUの中でつくられるようになって、日本が空洞化するだけだと思います。

(大田議員) 時間がなくて本当に申し訳ありません。若林臨時議員におかれては、就農促進プログラムの加速を是非御検討よろしく願いいたします。

それでは、総理から農業についてお願いします。

(福田議長) 農業活性化というのは、言うは易し、行うは難しだが、何とかしなけ

ればいけない。また、短期的というよりは、やはり中長期的に考えるべき問題でもあると思います。世界の人口増は、まだしばらく続きます。食料の需給バランスがどうなるのか、温暖化の問題もあるかもしれないし、そういう意味では中長期的にどう取り組むか、またそういう中で我が国が自給率をどうするかということを実際に考えなければいけない。

そういう中で、EPAという問題もあるから、非常に複雑で難しい。でもこれは解かなければいけない問題だと思いますので、これを解く知恵を是非皆様方にもお出しいただきたい。しかし、同時に若林臨時議員としては、その中心におられるわけであり、是非積極的な御提案をお願いしたいと思っております。

(大田議員) どうもありがとうございました。時間が十分なくて申し訳ございません。若林臨時議員、ありがとうございました。

(若林臨時議員退室)

(岸田臨時議員、渡海臨時議員、舛添臨時議員入室)

(大田議員) お待たせしてすみませんでした。

それでは、次の議題に移らせていただきます。「革新的技術特区（スーパー特区）について」を御審議いただきます。時間が押しておりますので、これも簡潔に進めていきたいと思っております。

まず、有識者議員から簡潔にお願いします。

○革新的技術特区（スーパー特区）について

(丹羽議員) 「イノベーションを支える『スーパー特区』の創設を」について説明する。現在、研究開発の現場では、研究資金が効果的・効率的に使えないとか、あるいは安全性確認のため実用化直前になってプロジェクトが暗礁に乗り上げる、あるいは変更を余儀なくされるという状況が見られまして、革新的技術開発の障害になっている部分があります。国からの研究資金が硬直的あるいは縦割りであるとか、会計が単年度主義であるとか、煩雑であるとか、安全性等の基準について規制当局との間で連携ができてないという問題が指摘されております。そういう意味で、この問題を突破するためにスーパー特区を創設すべきだということがあります。

基本コンセプトは、スーパー特区というのは技術的な開発を目指して、次の特徴を持っている。1つ目は、従来の行政区域単位の特区ではなくて、テーマ重視の特区にする。2つ目は、産官学の連携による技術開発。3つ目は、研究資金が現場で使いやすく、しかも競争が促進されるようにする。4つ目は、開発段階から規制当局との密接な協議を可能にする。

今までの特区とは違うという意味で「スーパー」と付けた。3つの壁を越えることを意味しております。1つ目は、省庁の壁。2つ目は、単年度会計の壁。3つ目は、地域の壁。

予算の使い方が、年度内に使い切るという単年度主義ですから、その予算を使い切ってしまうと繰り越されないという欠点があります。これを改めようということです。

第一弾として「先端医療開発特区」の導入をしたい。スーパー特区の第一弾として、最先端の再生医療、バイオ医薬品・医療機器の開発を目指す「先端医療開発特区」を、昨年から発足した「革新的創薬のための官民対話」会議に内閣府が加わった体制により、改めて新しい方向を導入すべきであります。

その1つとして、特区の対象は高度医療専門センター、大学病院などの臨床研究施設を中核としまして、他の研究機関や企業を結んだ複合体を想定する。

研究資金面の特例について。まずは資金の統合的・競争的な運用。研究資金の重点・集中配分が可能となるように、助成金を省庁の壁を越えて統合的に運用する。民間企業の委託研究との統合も可能とする。また、助成は複数年契約とする。

資金管理の特例については、研究現場にとって無駄が省けて、効果的な研究に取り組めるよう、資金管理権限を複合体サイドへ大幅に委譲するということでもあります。

規制面の特例について。1点目は、規制当局との並行協議。2点目は、承認審査のスピードアップ。3点目は、試作品の臨床研究利用の推進。併せて、被験者に対する事故時の補償を行う民間保険の参入を促す。これは非常に大事なポイントであります。4点目は、臨床研究に参加する患者負担の軽減。5点目は、特許の“超早期審査”の実施であります。

平成 20 年度は、先行プロジェクトを実施し、成果をあげつつ具体的な構想を固めることとして、それを踏まえて、平成 21 年度から法制化も視野に入れて本格的な実施に移していく。

イノベーション促進のため、先端医療分野のみならず、各分野での「スーパー特区」の導入を積極的に検討すべきであります。

申し上げたように、スーパー特区は、3つの壁を突き破るということで、是非実現をしていただきたい。

(大田議員) ありがとうございます。

それでは、御発言をいただきたいと思います。

まず、舛添臨時議員、お願いします。

(舛添臨時議員) 今、御指摘になりました、医薬品・医療機器分野のイノベーションを促進するのは大変大事なことだと思います。産業分野として国際競争力の強化を図らねばならないと思っています。昨年4月に「革新的創薬のための官民対話」の場をつくりまして、そこに文部科学省、経済産業省とともに、基礎研究から製品化の段階まで一貫した政策パッケージとして、「革新的医薬品・医療機器創出のための5か年戦略」を作成したところであり、今、この実現に取り組んでおります。

今、御提案の点について、文部科学省、経済産業省、厚生労働省に加えて、科学技術政策担当大臣を含めて、この4大臣と医薬品・医療機器産業界、教育研究

界のトップによる新たな官民対話の枠組みを、「革新的創薬のための官民対話」を発展的に改組する形で、早期に構築したいと思います。そして、この官民対話の場を通じて、産業界、研究現場の意見も聞きながら、革新的な医薬品・医療機器の創出に向けて、スーパー先端医療開発特区をどう具体化するかを早急に検討させていただいて、この会議に御報告させていただきたいと思います。

(大田議員) ありがとうございます。

それでは、渡海臨時議員、お願いします。

(渡海臨時議員) 舛添臨時議員もおっしゃったが、ただいま提案がございました「スーパー特区」は、非常に大事な切り口だと理解しております。特に再生医療や医薬品・医療機器の開発に際し、我が省では、再生医療については i P S 細胞を用いた革新的な幹細胞の操作技術や治療技術等を世界に先駆け確立する。また、その実用化を目指す再生医療の実現に向けた研究を実施するために、京都大学を中心とした研究ネットワークを構築することを既に決めているし、有望な基礎研究の成果を着実に実用化させ、国民への医療として定着させることを目指した臨床治験への橋渡し研究などにも支援を行っております。しかし、いずれにしても、厚生労働省、経済産業省と連携をしながら、総合科学技術会議の担当大臣である岸田臨時議員とも色々な意味で連携を図りながらやっていかなければならないのは同じ意識でございます。

こういったことを通じて、業界、また、教育・研究機関と意見交換を積み重ねながら、革新的な医薬とか医療技術の創出を促進するための問題の要望を把握してきたところであり、関連する制度や運用の改善など、いろいろ考えている。この「スーパー特区」について、積極的かつ主体的に検討に参加してまいりたいと考えています。

(大田議員) ありがとうございます。

それでは、甘利議員、お願いします。

(甘利議員) イノベーションの加速には、戦略的分野に対して研究開発資金を集中的に投入する。また、指摘があったように、使い勝手もよくするということです。それとともに、実用化に必要な制度改革を一体的に進めることが重要であり、御提案の「スーパー特区」の構想には大いに賛成です。具体的な分野として提示されている先端医療分野においては、研究開発の一層の推進、治験や審査承認の迅速化等が必要と考えています。

今回、特区で取り組むべき内容として示されたものは、これらの課題に先行的に取り組むものであり、今後の「革新的創薬のための官民対話」での議論にも弾みがつくものと期待しております。経済産業省としましても、特許の早期審査制度の活用を促していくことで、先端医療分野での知財の迅速な保護に努力してまいりたいと思っております。

また、こうした関連規制の柔軟な運用を含めた各省連携と研究開発投資の重点化が重要となるテーマとしては、医療分野に加えて、例えば交通渋滞のない車社会の実現に向けた I T S 技術の活用、それから、水循環システムの構築などが考

えられるのではないかと思います。これらを含めまして、経済産業省といたしましても、関係省庁等と連携して積極的に検討を進めてまいります。

(大田議員) それでは、岸田臨時議員、お願いします。

(岸田臨時議員) まず、この「革新的技術特区」の考え方は評価いたします。現在、総合科学技術会議におきましては、革新的技術創造戦略の展開に向けた検討を行っておりますが、ポイントとしましては、この革新的技術を生み出すためにふさわしい推進体制を構築するという事です。「革新的技術特区」の考え方は環境整備に有効なアプローチの一つと認識いたします。例えば、iPS研究など国際的に激しい競争にさらされている分野は、やはり優れた研究者の英知を、組織を超えて結集する必要がある。そのためには、従来制度にとらわれない新たな仕組みを考えることが不可欠だと考えております。

今後とも、世界をリードする革新的技術を更に強くし、将来もそれを生み続けるためには、研究開発の特性を踏まえた推進が重要であり、そのためには、組織を超えた研究者を機動的に結集する仕組み、予算の重点配分と柔軟な執行を可能とする仕組み、更には研究開発の進捗と同時並行的に、規制とか、臨床研究のガイドラインといったさまざまな指針を整理することが可能になるような仕掛けを総合科学技術会議においてしっかりと検討していきたいと考えている。こうした方向性にも、この「革新的技術特区」の考え方は一致するのではないかと考えています。

(大田議員) ありがとうございます。この「スーパー特区」の構想、それから、第1弾として先端医療開発特区を行うことについては、4大臣の御賛同が得られたと思います。

御意見はございますでしょうか。

(丹羽議員) 今の4大臣の御発言は、私も大変心強く思っております。

1つお願いしたいのは、治験の空洞化や医薬開発の空洞化が問題となり、「革新的医薬品・医療機器創出のための5か年戦略」があります。国際共同治験の推進、あるいは審査の迅速化ということで、平成23年度にアメリカ並みの1.5年に短縮するということが出ていますけれども、この先端医療開発特区、「スーパー特区」では、これを前倒しにして、せめて平成21年度の法制化に向けて工程表をつくって、大きな一歩を踏み出していただきたい。特区であるから、普通のところと違って少し前倒しで、平成23年を待たずに平成21年で、是非、実行できるような法制化をお進めいただきたいと思います。

(大田議員) このスケジュールについて、それでは、舩添臨時議員、どうぞ。

(舩添臨時議員) それは承りますけれども、5か年計画で4年を1.5年にするのは、今、着実にやっています。ただ、PMDAという審査機構で審査をしないければならない。予算の制約があるが、人員増を図っています。それが一気に増やせることになればそうなるが、ただ、基本的に、例えばがんなど、今、どうしても必要なものは、本当は4年かかるものを6か月でやるとか、難病について早くからやるのは具体的にやっています。審査機構自体をどうするのかも含めて、それは

検討させていただき、現実「スーパー特区」などを利用してやれるものが何かあるかも検討課題にさせていただきたいと思います。

(丹羽議員) 企業の研究投資ではなくて、国がやるのですから、もう少し大型の大胆な投資を、是非、総理に御決断いただいて、今のお話が前倒しされるようお願いします。

(大田議員) どうぞ。

(舩添臨時議員) 実は私、昨日、C型肝炎の原告団との対話を行ったのですが、二度と薬害を起こさないための体制づくりも大きな課題です。そうすると、早めるのはよいが、それでは、副作用が出たらどうするのだということに対してもきちんと対応しないといけない。私は薬の承認体制自体に関わる今の独立行政法人や役所そのものの機構改革を今年中に手をつけようと思っているので、それとの連動もお考えいただければありがたいと思います。

(丹羽議員) それから、やはり、この分野については、民間保険の参入を促していくことも必要かと思えます。

(大田議員) よろしいでしょうか。

どうぞ。

(町村議員) アメリカのFDPは、意外と研究現場の人から見るとありがたい。多分、日本の会計基準、単年度主義の見直しなどは一番、言うべくして難しいところだろうが、ここは是非、額賀議員あるいは岸田臨時議員の方で詰めていただき、目立たないけれども、こういうものをやると、結構、研究者たちはものすごく喜ぶ。これは是非、具体的に担当大臣の方でお詰めいただくとありがたい気がします。

(大田議員) 額賀議員には、是非、よろしく願いいたします。

(御手洗議員) 同時に、予算が乏しいのだから、やはり総花的にやらずに、徹底的に対象を絞り込んだらよい。先ほどから、複数年度の、省庁の枠を超えた、使い勝手のよい予算をという話がでていますが、そのためには、やはり対象を絞らねば。日本の研究は小さい枠で総花的にやるものだから、力が出ないのです。

(丹羽議員) 「スーパー特区」ですからね。

(大田議員) どうぞ。

(甘利議員) 薬というものは、効けば効くほど副作用が出る。全く副作用も出なくてもものすごく効く薬は世の中になんかと思うのです。薬害を防ぐためには、それが副作用なのか否か、その辺りもどういう整理をするかをしていかないといけない。

(御手洗議員) iPS細胞は先行したけれども、その研究開発過程における支援体制の問題点を徹底的に検証して、制度改良の参考にすればよいのではないかと。

(大田議員) ありがとうございます。

それでは、総理からお願いいたします。

(福田議長) それでは、申し上げます。

最先端の再生医療、バイオ医薬品・医療機器、この分野は世界が最も注目し、また、世界中で激しい競争が展開されている分野であります。4府省で連携して

先行プロジェクトを実施していただきたいと思います。その観点で、4月の初旬にもとりまとめる「成長力強化への早期実施策」にも盛り込み、積極的に推進していただきたい。

併せて、先ほど民間議員から、今後3年間の雇用戦略にとって極めて重要という発言がございましたが、今、策定中の新雇用戦略も数値目標を掲げ、3年間の集中した取組が必要だと考えております。舛添臨時議員におかれましては、案の提示をお願いいたします。経済財政諮問会議の場で関係大臣とともに議論し、大田議員には早期のとりまとめをお願いいたします。

以上です。

(大田議員) それでは、舛添臨時議員、よろしいでしょうか。

(舛添臨時議員) 承知いたしました。

(大田議員) よろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

(大田議員) これで今日の議題は終わりですけれども、福井議員が明日で任期を終えられるので、一言御発言をお願いします。

(福井議員) ありがとうございます。

今日は、5年間で通計150回目の出席をさせていただきました。私自身、余り貢献できなかったことを恥ずかしく思っておりますが、政府の経済政策と日本銀行の金融政策の大きな方向性をそろえる上では、ある程度、役割を果たさせていただいたのではないかと考えております。

この席で、議長を始め経済財政諮問会議のメンバーの方々から御指導を賜りましたことを大変感謝いたしております。ありがとうございました。

(大田議員) 本当にありがとうございました。(拍手)

(福田議長) 一言、このところ、世界の金融市場が不安定感を増しております、その影響が懸念されております。経済財政政策担当大臣におかれては、先般の「成長力強化への早期実施策」に加え、為替の変動や原油高騰等が我が国経済に与える影響について点検をいただき、中小企業に対する政府系金融機関による支援など、必要とする措置について、関係閣僚と協力しつつ、早急に検討し、迅速に対応をお願いします。

なお、財務大臣におかれましても、国際金融システム等の安定化のためにG7諸国と更に連携を深めることとされたい。お願いいたします。

(大田議員) それでは、今日は時間を超過しまして、本当に恐縮でした。ありがとうございます。

(以上)